規程ＮＯ．５

# 社会福祉法人 村上市社会福祉協議会
# 会長報酬及び役員等の費用弁償に関する規程

平成　２０年４月１日制定

（趣　　旨）

第１条　この規程は、会長の報酬について並びに評議員、理事（常勤の役職員を除く）、監事、部会・委員会委員及び評議員選任・解任委員会委員に対する費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（報酬の支給及び金額）

第２条　報酬は会長のみに支給し、月額 30,000 円とする。

（費用弁償）

第３条　評議員、理事、監事並びに「委員会委員及び評議員選任・解任委員会委員」（以下（委員会等委員という。）が評議員会、理事会及び正副会長会議並びに委員会等に出席したときは、出席に要した運賃実費及び、日当 3,000 円の費用弁償を行うものとする。

２　監査委員が監査を実施したときは、出席に要した運賃実費及び、日当 4,000 円の費用弁償を行うものとする。

３　前項に規定する運賃実費は、１キロメートル当たり２５円として換算する。

４　理事・監事・評議員及び委員会等委員が、その職務を遂行のために旅行したときは、第２項の規定を適用する。

（公　　表）

第４条　本会は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

（改　　廃）

第５条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（委　　任）

第６条　この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　　則（平成２０年４月１日）

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附　　則（平成２１年３月３０日）

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附　　則（平成２３年２月１５日）

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　　則（平成２５年３月２６日）

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　　則（平成２９年６月２１日）

この規程は、平成２９年６月２１日から施行する。

附　　則（令和２年３月３１日）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　　則（令和４年３月１１日）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。